

国立大学法人群馬大学年俸制適用職員給与規則

	平成26.	4.	1	制定
改正	平成27.	1.	1	平成27. 4. 1
	平成28.	4.	1	平成29. 1. 1
	平成30.	1.	1	平成30. 4. 1
	平成31.	1.	1	令和元. 10. 1
	令和 2.	1.	1	令和 3. 4. 1
	令和 5.	1.	1	令和 5. 4. 1
	令和 5.	10.	1	令和 6. 1. 1
	令和 6.	12.	1	令和 7. 2. 1
	令和 7.	4.	1	令和 8. 1. 1
	令和 8.	3.	4	令和 8. 4. 1
	令和 8.	6.	1	

(目 的)

第1条 この規則は、国立大学法人群馬大学に勤務する職員（教職員のうち教員を除く職員をいう。以下同じ。）のうち、国立大学法人群馬大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第27条の規定に基づき、同条第3号に定める年俸制の適用を受ける職員（以下「年俸制適用職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

【一部改正】(27. 1. 1/31. 1. 1/R1. 10. 1/R3. 4. 1)

(対象者)

第2条 年俸制適用職員は、国立大学法人群馬大学任免規則別表に規定する研究員，特定職員，特定有期職員及び医学部附属病院長（理事又は教員が医学部附属病院長を兼ねる場合を除く。以下同じ。）並びにその他学長が特に必要と認める者とする。

【一部改正】(27. 1. 1/31. 1. 1/R5. 10. 1)

(給与の種類)

第3条 年俸制適用職員の給与は、基本年俸及び諸手当とする。

2 前項の諸手当は、管理職手当，管理教職員特別勤務手当，初任給調整手当，扶養手当，住居手当，通勤手当，患者係事務職員手当，ソーシャルワーカー調整手当，医療従事者調整手当，診療放射線技師手当，臨床検査技師手当，作業療法士手当，放射線取扱手当，待機手当，DMA T等派遣手当，医療支援派遣手当，超過勤務手当，休日給，夜勤手当及び宿日直手当とする。

3 年俸制適用職員の基本月額，基本年俸の12分の1とする。

【一部改正】(27. 4. 1/30. 4. 1/R3. 4. 1/R6. 12. 1/R8. 4. 1)

(基本年俸の計算期間)

第4条 基本年俸の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(基本年俸の額)

第5条 新たに採用する者(第5項に掲げる者を除く。)の基本年俸の額は、その者の学歴、資格・免許、職務経験、能力及び責任の度合等を考慮して、別表第1、別表第2又は別表第3に定める俸給表により、学長が決定する。

2 前項の規定により難い特別な事情がある場合は、学長が認める方法により決定することができる。

3 前2項の規定により決定された基本年俸の額は、前年度までの勤務成績により、これを変更することがある。

4 研究員の基本年俸の額は、別表第4に掲げる額とする。

5 年俸制適用職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該年俸制適用職員に適用される基本年俸の額は、国立大学法人群馬大学教職員給与規則(以下「給与規則」という。)第2条第5項の規定に準じて決定するものとし、当該職員の受ける号俸に応じた基本月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)に12を乗じて得た額とする。

【一部改正】(31.1.1/R3.4.1/R5.10.1/R8.3.4)

(給与の支給日)

第6条 基本月額及び諸手当は、国立大学法人群馬大学教職員給与規則(以下「給与規則」という。)第4条の規定に準じて支給する。

(給与の支払等)

第7条 年俸制適用職員の給与は、給与規則第5条及び第6条の規定に準じて支給する。

2 前項に定めるほか、患者係事務職員手当、診療放射線技師手当、臨床検査技師手当及び作業療法士手当については、給与規則第6条第1項から第4項までの規定に準じて支給する。

【一部改正】(R3.4.1)

(管理職手当)

第8条 年俸制適用職員の管理職手当は、給与規則第15条の規定に準じて支給する。

2 前項に規定するもののうち、医学部附属病院長の管理職手当は、給与規則別表第11に規定するイ.教育職俸給表5級Ⅱ種の額に準じて支給する。

【一部改正】(31.1.1)

(管理教職員特別勤務手当)

第8条の2 年俸制適用職員の管理教職員特別勤務手当は、給与規則第16条の規定に

準じて支給する。

【一部改正】(27.4.1追加)

(初任給調整手当)

第8条の3 年俸制適用職員の初任給調整手当は、給与規則第17条の2の規定に準じて支給する。

【一部改正】(R8.4.1追加)

(扶養手当)

第8条の4 年俸制適用職員の扶養手当は、給与規則第18条の規定に準じて支給する。

【一部改正】(27.4.1追加)

(住居手当)

第9条 年俸制適用職員の住居手当は、給与規則第20条の規定に準じて支給する。

(通勤手当)

第10条 年俸制適用職員の通勤手当は、給与規則第21条の規定に準じて支給する。

(患者係事務職員手当)

第11条 患者係事務職員手当は、年俸制適用職員のうち、医学部附属病院において、受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする事務職員(学長が必要と認める者に限る。)に支給する。

2 患者係事務職員手当の月額は、次の各号に掲げるその者の職務の級の区分に応じ、当該各号に定める額(第5条第5項の規定の適用を受ける者に支給する場合は、その額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)とする。

- | | |
|------------|---------|
| (1) 1級である者 | 6,600円 |
| (2) 2級である者 | 8,500円 |
| (3) 3級である者 | 9,600円 |
| (4) 4級である者 | 10,200円 |
| (5) 5級である者 | 10,600円 |

【一部改正】(27.4.1/R8.3.4)

(ソーシャルワーカー調整手当)

第11条の2 年俸制適用職員のソーシャルワーカー調整手当は、給与規則第42条の6の規定に準じて支給する。

【一部改正】(R6.12.1追加)

(医療従事者調整手当)

第11条の3 年俸制適用職員の医療従事者調整手当は、給与規則第42条の7の規定に準じて支給する。

【一部改正】(R6.12.1追加)

(診療放射線技師手当)

第12条 診療放射線技師手当は、年俸制適用職員のうち、医学部附属病院において、放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技師に支給する。

2 診療放射線技師手当の月額、次の各号に掲げるその者の級の区分に応じ、当該各号に定める額（第5条第5項の規定の適用を受ける者に支給する場合は、その額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。

- | | |
|------------|---------|
| (1) 1級である者 | 16,000円 |
| (2) 2級である者 | 18,200円 |
| (3) 3級である者 | 19,400円 |
| (4) 4級である者 | 21,000円 |

【一部改正】(R8.3.4/R8.4.1)

(臨床検査技師手当)

第13条 臨床検査技師手当は、年俸制適用職員のうち、医学部附属病院において、危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する臨床検査技師に支給する。

2 臨床検査技師手当の月額、次の各号に掲げるその者の級の区分に応じ、当該各号に定める額（第5条第5項の規定の適用を受ける者に支給する場合は、その額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。

- | | |
|------------|---------|
| (1) 1級である者 | 16,000円 |
| (2) 2級である者 | 18,200円 |
| (3) 3級である者 | 19,400円 |
| (4) 4級である者 | 21,000円 |

【一部改正】(R8.3.4/R8.4.1)

(作業療法士手当)

第13条の2 作業療法士手当は、年俸制適用職員のうち、医学部附属病院において、精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士に支給する。

2 作業療法士手当の月額、次の各号に掲げるその者の級の区分に応じ、当該各号に定める額（第5条第5項の規定の適用を受ける者に支給する場合は、その額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。

- | | |
|------------|---------|
| (1) 1級である者 | 16,000円 |
|------------|---------|

- (2) 2級である者 18,200円
- (3) 3級である者 19,400円
- (4) 4級である者 21,000円

【一部改正】(R3.4.1追加/R8.3.4/R8.4.1)

(放射線取扱手当)

第14条 年俸制適用職員の放射線取扱手当は、給与規則第26条の規定に準じて支給する。

(待機手当)

第15条 年俸制適用職員の待機手当は、給与規則第31条の6の規定に準じて支給する。

【一部改正】(R8.4.1)

(DMA T等派遣手当)

第15条の2 年俸制適用職員のDMA T等派遣手当は、給与規則第31条の14の規定に準じて支給する。

【一部改正】(R6.12.1追加)

(医療支援派遣手当)

第15条の3 年俸制適用職員の医療支援派遣手当は、給与規則第31条の15の規定に準じて支給する。

【一部改正】(R6.12.1追加)

(超過勤務手当等)

第16条 年俸制適用職員に次の各号に掲げる勤務をさせた場合には、当該各号に定める手当を給与規則第32条から第34条までの規定に準じて支給する。

(1) 正規の労働時間を超える勤務 超過勤務手当

(2) 休日における勤務 休日給

(3) 深夜における正規の労働時間としての勤務 夜勤手当

2 前項の規定により支給する超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の額は、基本月額、管理職手当、患者係事務職員手当、ソーシャルワーカー調整手当、医療従事者調整手当、診療放射線技師手当、臨床検査技師手当及び作業療法士手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1年間の通常の勤務日(365日から週休日及び休日を除いた日)に7.75を乗じたもので除して得た額を勤務1時間あたり基本額(以下「基本額」という。)として算出するものとする。この場合において、基本額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

3 第1項第1号から第3号に規定する勤務が、放射線取扱手当、DMA T等派遣手当若しくは医療支援派遣手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、基本額は、当該勤務に係る勤務1時間あたりの手当の額を、前項の規定により算出した額に加算した額とする。

【一部改正】(R3. 4. 1/R6. 12. 1)

(宿日直手当)

第16条の2 年俸制適用職員の宿日直手当は、給与規則第39条の規定に準じて支給する。

【一部改正】(30. 4. 1追加)

(休職時の給与)

第17条 年俸制適用職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第14条又は第22条の2の規定による休業補償給付又は休業給付を受けるときは、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。

2 年俸制適用職員が前項以外の傷病に該当して休職にされたときは、その休職期間が1年（結核性疾病にあつては2年）に達するまでは、基本月額、扶養手当、住居手当、患者係事務職員手当、診療放射線技師手当、臨床検査技師手当及び作業療法士手当の100分の80を支給することができる。

3 年俸制適用職員が刑事事件に関し起訴されたことにより休職にされたときは、その休職期間中、基本月額、扶養手当、住居手当、患者係事務職員手当、診療放射線技師手当、臨床検査技師手当及び作業療法士手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 年俸制適用職員が調査・研究等又は災害により休職にされたときは、その休職期間中、基本月額、扶養手当、住居手当、患者係事務職員手当、診療放射線技師手当、臨床検査技師手当及び作業療法士手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、災害により休職にされたときで、当該休職が業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、100分の100以内を支給することができる。この場合において、第1項ただし書を準用する。

5 年俸制適用職員が前4項以外の事由により休職にされたときは、その休職期間中、必要に応じて、基本月額、扶養手当、住居手当、患者係事務職員手当、診療放射線技師手当、臨床検査技師手当及び作業療法士手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

6 休職にされた年俸制適用職員には、他の規則等に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

【一部改正】(R3. 4. 1)

(育児休業等の給与)

第18条 国立大学法人群馬大学教職員の育児休業及び介護休業等に関する規則により育児休業等をする年俸制適用職員の給与については、同規則に定めるところによる。

(給与の減額)

第19条 年俸制適用職員が勤務しないときは、給与規則第35条の規定に準じて給与を減額する。

(端数の処理)

第20条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(再雇用職員についての適用除外)

第21条 再雇用職員には、第3条第2項に定める諸手当のうち、扶養手当は支給しない。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第11条の規定については、平成27年1月1日から適用する。
- 2 この規則施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける年俸制適用職員で、その者の受ける基本年俸が同日において受けていた基本年俸に達しないこととなる年俸制適用職員には、平成30年3月31日までの間、基本年俸のほか、その差額に相当する額を加算した額をその者の基本年俸として支給する。
- 3 この規則施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける年俸制適用職員（前項に規定する年俸制適用職員を除く。）について、同項の規定による基本年俸を支給される年俸制適用職員との均衡上必要があると認められるときは、当該年俸制適用職員には、同項の規定に準じて基本年俸を支給する。
- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった年俸制適用職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による基本年俸を支給される年俸制適用職員との均衡上必要があると認められるときは、当該年俸制適用職員には、前2項の規定に準じて基本年俸を支給する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条の2の規定については、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和6年12月1日から施行し、改正後の第11条の3の規定及び第16条のうち医療従事者調整手当に係る規定は、令和6年6月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第11条の3の規定及び第16条のうち医療従事者調整手当に係る規定は、施行日の前日までに離職した教職員には適用しない。
- 3 改正後の第11条の3の規定は、当該規定の適用の日から4年以内に廃止するものとする。

附 則

- 1 この改正は、令和7年2月1日から施行し、令和7年1月1日から適用する。

- 2 前項の規定は、施行日の前日までに離職した年俸制適用職員については、適用しない。

附 則

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において年俸制適用職員俸給表の適用を受けていた者であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表第1から附則別表第2までに掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸（次項及び表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

附 則

この改正は、令和8年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和8年3月4日から施行する。
- 2 令和6年度に退職した職員であって、就業規則令和8年3月4日施行附則第5項の規定により再雇用された職員の基本年俸は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り、第5条第5項の規定に準じて決定するものとする。ただし、その額が、その者に適用される俸給表のその者の属する職務の級に応じた再雇用職員の欄に掲げる額（以下「再雇用俸給表の額」という。）を下回る場合は、再雇用俸給表の額とする。
- 3 前項の規定の適用を受ける教職員には、第21条の規定は適用しないものとする。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年6月1日から施行する。

別表第1 年俸制一般職俸給表（第5条関係）

職員の 区分	職務の級	1級（一般職員）		2級（主任）		3級（係長）		4級（副課長）		5級（課長）	
		号俸	基本年俸	基本月額	基本年俸	基本月額	基本年俸	基本月額	基本年俸	基本月額	基本年俸
再雇用職員以外の職員	1	3,430,800	285,900	4,238,400	353,200	4,831,200	402,600	5,424,000	452,000	5,826,000	485,500
	2	3,519,600	293,300	4,336,800	361,400	4,900,800	408,400	5,516,400	459,700	5,946,000	495,500
	3	3,631,200	302,600	4,430,400	369,200	4,969,200	414,100	5,602,800	466,900	6,061,200	505,100
	4	3,742,800	311,900	4,518,000	376,500	5,043,600	420,300	5,710,800	475,900	6,172,800	514,400
	5	3,850,800	320,900	4,598,400	383,200	5,131,200	427,600	5,821,200	485,100	6,280,800	523,400
	6	3,958,800	329,900	4,669,200	389,100	5,211,600	434,300	5,930,400	494,200	6,381,600	531,800
	7	4,071,600	339,300	4,737,600	394,800	5,294,400	441,200	6,042,000	503,500	6,495,600	541,300
	8	4,159,200	346,600	4,795,200	399,600	5,370,000	447,500	6,153,600	512,800	6,600,000	550,000
	9	4,232,400	352,700	4,846,800	403,900	5,451,600	454,300	6,271,200	522,600	6,680,400	556,700
	10	4,298,400	358,200	4,897,200	408,100	5,540,400	461,700	6,384,000	532,000	6,745,200	562,100
	11	4,353,600	362,800	4,946,400	412,200	5,629,200	469,100	6,472,800	539,400	6,801,600	566,800
	12	4,398,000	366,500	4,993,200	416,100	5,709,600	475,800	6,541,200	545,100	6,853,200	571,100
	13	4,437,600	369,800	5,038,800	419,900	5,797,200	483,100	6,601,200	550,100	6,896,400	574,700
	14	4,471,200	372,600	5,082,000	423,500	5,878,800	489,900	6,642,000	553,500	6,936,000	578,000
	15	4,491,600	374,300	5,126,400	427,200	5,944,800	495,400	6,681,600	556,800	6,973,200	581,100
	16	4,512,000	376,000	5,169,600	430,800	5,991,600	499,300	6,718,800	559,900	7,008,000	584,000
	17	4,533,600	377,800	5,205,600	433,800	6,038,400	503,200	6,754,800	562,900	7,039,200	586,600
	18	4,554,000	379,500	5,240,400	436,700	6,080,400	506,700	6,793,200	566,100	7,062,000	588,500
	19	4,575,600	381,300	5,275,200	439,600	6,114,000	509,500	6,831,600	569,300	7,078,800	589,900
	20	4,596,000	383,000	5,294,400	441,200	6,141,600	511,800	6,859,200	571,600	7,096,800	591,400
	21	4,617,600	384,800	5,310,000	442,500	6,171,600	514,300	6,889,200	574,100	7,119,600	593,300
	22	4,638,000	386,500	5,328,000	444,000	6,198,000	516,500	6,908,400	575,700		
	23	4,664,400	388,700	5,348,400	445,700	6,222,000	518,500				
	24			5,366,400	447,200	6,244,800	520,400				
	25			5,386,800	448,900	6,268,800	522,400				
	26			5,408,400	450,700	6,298,800	524,900				
	27			5,427,600	452,300	6,327,600	527,300				
	28			5,446,800	453,900	6,345,600	528,800				
	29			5,466,000	455,500						
	30			5,485,200	457,100						
	31			5,509,200	459,100						
再雇用職員		2,937,100	244,700	3,340,300	278,300	3,951,800	329,300	4,253,900	354,400	4,482,700	373,500

備考 この表は、事務職員に適用する。

別表第2 年俸制医療職俸給表（第5条関係）

職員の 区分	職務の級	1級（薬剤師等）		2級（主任）		3級（副技師長等）		4級（技師長等）	
再雇用職員以外の職員	号俸	基本年俸	基本月額	基本年俸	基本月額	基本年俸	基本月額	基本年俸	基本月額
	1	4,200,000	350,000	4,795,200	399,600	5,124,000	427,000	5,709,600	475,800
	2	4,286,400	357,200	4,849,200	404,100	5,173,200	431,100	5,810,400	484,200
	3	4,357,200	363,100	4,900,800	408,400	5,223,600	435,300	5,914,800	492,900
	4	4,438,800	369,900	4,957,200	413,100	5,277,600	439,800	6,019,200	501,600
	5	4,514,400	376,200	5,011,200	417,600	5,358,000	446,500	6,126,000	510,500
	6	4,585,200	382,100	5,066,400	422,200	5,439,600	453,300	6,229,200	519,100
	7	4,641,600	386,800	5,122,800	426,900	5,521,200	460,100	6,331,200	527,600
	8	4,695,600	391,300	5,181,600	431,800	5,602,800	466,900	6,434,400	536,200
	9	4,750,800	395,900	5,251,200	437,600	5,683,200	473,600	6,525,600	543,800
	10	4,804,800	400,400	5,319,600	443,300	5,767,200	480,600	6,596,400	549,700
	11	4,857,600	404,800	5,390,400	449,200	5,847,600	487,300	6,666,000	555,500
	12	4,909,200	409,100	5,466,000	455,500	5,922,000	493,500	6,727,200	560,600
	13	4,960,800	413,400	5,539,200	461,600	5,986,800	498,900	6,780,000	565,000
	14	5,005,200	417,100	5,612,400	467,700	6,044,400	503,700	6,826,800	568,900
	15	5,053,200	421,100	5,679,600	473,300	6,090,000	507,500	6,865,200	572,100
	16	5,094,000	424,500	5,740,800	478,400	6,129,600	510,800	6,901,200	575,100
	17	5,136,000	428,000	5,786,400	482,200	6,172,800	514,400	6,938,400	578,200
	18	5,180,400	431,700	5,821,200	485,100	6,207,600	517,300	6,976,800	581,400
	19	5,220,000	435,000	5,856,000	488,000	6,241,200	520,100	7,004,400	583,700
	20	5,244,000	437,000	5,890,800	490,900	6,267,600	522,300	7,024,800	585,400
	21	5,262,000	438,500	5,920,800	493,400	6,290,400	524,200		
	22	5,278,800	439,900	5,943,600	495,300	6,312,000	526,000		
	23	5,296,800	441,400	5,962,800	496,900	6,334,800	527,900		
	24	5,313,600	442,800	5,983,200	498,600	6,356,400	529,700		
	25	5,331,600	444,300	6,000,000	500,000	6,385,200	532,100		
	26	5,352,000	446,000	6,016,800	501,400	6,408,000	534,000		
	27			6,036,000	503,000				
28			6,052,800	504,400					
再雇用職員		3,341,800	278,400	3,772,900	314,400	3,978,200	331,500	4,366,800	363,900

備考 この表は、薬剤師、診療放射線技師、栄養士、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、胚培養士、技能員に適用する。

別表第3 年俸制医学部附属病院長俸給表（第5条関係）

職務の級	1 級（附属病院長）	
号俸	基本年俸	基本月額
1号俸	8,925,600	743,800
2号俸	9,927,600	827,300
3号俸	10,963,200	913,600
4号俸	12,188,400	1,015,700

別表第4 研究員俸給表（第5条関係）

職名	基本年俸	基本月額
特別研究員（日本学術振興会特別研究員-P D）	4,344,000	362,000
特別研究員（日本学術振興会特別研究員-R P D）	4,344,000	362,000
特別研究員（日本学術振興会特別研究員-C P D）	5,352,000	446,000

令和7年4月1日附則別表第1 年俸制一般職

旧号俸	新 号 俸		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	2	1	1
4	3	2	2
5	4	3	3
6	5	4	4
7	6	5	5
8	7	6	6
9	8	7	7
10	9	8	8
11	10	9	9
12	11	10	10
13	12	11	11
14	13	12	12
15	14	13	13
16	15	14	14
17	16	15	15
18	17	16	16
19	18	17	17
20	19	18	18
21	20	19	20
22	21	20	
23	22	22	
24	23	22	
25	24		
26	25		
27	26		
28	28		

令和7年4月1日附則別表第2 年俸制医療職

旧号俸	新 号 俸		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	2	2	1
4	3	3	2
5	4	4	3
6	5	5	4
7	6	6	5
8	7	7	6
9	8	8	7
10	9	9	8
11	10	10	9
12	11	11	10
13	12	12	11
14	13	13	12
15	14	14	13
16	15	15	14
17	16	16	15
18	17	17	16
19	18	18	17
20	19	19	18
21	20	20	20
22	21	21	
23	22	22	
24	23	23	
25	24	24	
26	25	26	
27	26		
28	27		